

参 考 資 料

参考資料 1 : 耐震診断・改修に関する相談窓口

参考資料 2 : 県内の耐震関係補助一覧

参考資料1

耐震診断・改修に関する相談窓口

(令和3年4月現在)

地方公共団体	相談窓口設置場所	窓口の名称	受付時間	電話番号 (内線番号)	FAX番号	備 考
神奈川県	県土整備局建築住宅部 建築安全課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	9:00～16:00	045-210-6257	045-210-8884	新庁舎11階
	横須賀土木事務所 まちづくり・建築指導課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	9:00～16:00	046-853-8800 (代)	046-853-7443	担当区域 逗子市、三浦市、葉山町
	厚木土木事務所 まちづくり・建築指導課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	9:00～16:00	046-223-1711 (代)	046-222-7259	担当区域 愛川町、清川村
	厚木土木事務所東部センター まちづくり・建築指導課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	9:00～16:00	0467-79-2800 (代)	0467-79-2858	担当区域 海老名市、座間市、綾瀬市
	平塚土木事務所 建築指導課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	9:00～16:00	0463-22-2711 (代)	0463-24-0488	担当区域 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
	県西土木事務所 まちづくり・建築指導課	神奈川県建築物等 耐震相談コーナー	9:00～16:00	0465-83-5111 (代)	0465-83-6846	担当区域 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
横浜市	建築防災課	耐震担当	8:45～12:00 13:00～17:15	045-671-2943	045-663-3255	木造住宅・分譲マンションの補助制度・耐震改修促進法の認定の相談等
			045-671-2928	045-663-3255	特定建築物の補助制度・耐震改修促進法の認定の相談等	
	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会		9:00～12:00 13:00～16:00 (土日祝休み)	045-662-2711	045-662-8981	木造住宅の耐震診断の申込
	ハウスケア横浜	住まいの 相談カウンター	11:00～17:00 (水曜定休)	045-912-4110	045-912-4711	一般建築相談、マンション管理相談、法律相談(住まい)・資金計画相談・事業者の相談
川崎市	まちづくり局市街地整備部防災ま ちづくり推進課	耐震化支援担当	8:30～17:15平日	044-200-3017	044-200-3967	明治安田生命ビル8階
	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	ハウジングサロン (住宅相談・マンション 管理相談)	9:00～12:00 13:00～16:00 (火～土曜日)	044-822-9380	044-819-4320	相談は予約制 住宅:13:00～16:00(火・土) マンション管理:10:00～12:00・13:00～16:00(火・木・土)
横須賀市	都市部建築指導課	総務係	8:30～17:15	046-822- 8319	046-825-2469	木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助案内・申込
藤沢市	計画建築部建築指導課	耐震相談窓口	8:30～17:00	0466-50-3539	0466-50-8233	市役所分庁舎3階
相模原市	建築・住まい政策課	耐震相談窓口	8:30～17:15	042-769-8252	042-757-6859	第1別館4階
		自宅の無料耐震相談 会	開催日の13:30～ 16:30	042-769-8252	042-757-6859	各区合同庁舎、まちづくりセンターなどで巡回開催(予約制)
		既存マンション耐震巡 回相談	随時(予約制)	042-769-8252	042-757-6859	専門技術者による訪問相談(予約制)
鎌倉市	建築指導課	耐震相談	13:30～16:30	0467-61-3586	0467-23-6939	毎月2回程度市庁舎会議室にて開催
厚木市	建築指導課	建築安全係	8:30～17:15	046-225-2434	046-223-0166	市役所第2庁舎13階
		出前無料木造住宅 耐震診断相談会	13:30～16:30	046-225-2434	046-223-0166	市内の公民館などで巡回開催
平塚市	建築指導課	建築安全担当	8:30～17:00	0463-21-9731	0463-21-9769	本館6階
小田原市	建築指導課	耐震相談窓口	8:30～17:15	0465-33-1433	0465-33-1579	木造住宅・分譲マンション・特定建築物の耐震相談
		戸別訪問	9:00～11:00 13:30～15:30 (予約制)	0465-33-1433	0465-33-1579	建築士が戸別訪問。簡単な現地調査をした上で1階平面図をもとにした簡易耐震診断や耐震相談を実施
		木造住宅 無料耐震相談会	随時(予約制)	0465-33-1433	0465-33-1579	市内の公共施設を巡回。1階平面図をもとにした聞き取りによる簡易耐震診断(現地調査は省略)や耐震相談の実施
秦野市	建築指導課	耐震相談窓口	8:30～17:00	0463-83-0883	0463-82-7410	市役所西庁舎2階
茅ヶ崎市	都市部建築指導課	建築安全担当	8:30～17:00	0467-82-1111 (2327)	0467-57-8377	市役所本庁舎3階
	公民館等(巡回)	建築なんでも相談	13:00～16:00	0467-82-1111 (2327)	0467-57-8377	市内の公民館や市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザで不定期に開催 簡易診断の実施及び一般診断補助金の申込受付
大和市	街づくり施設部建築指導課	建築指導係	8:30～17:15	046-260-5425	046-264-6105	木造住宅、分譲マンションの耐震相談(市役所庁舎 4階)・耐震診断を義務付けた路線の沿道建築物・耐震説明隊(自治会からの要望に応じ防災訓練時等に職員を派遣)

* 1 上記の県・市は、それぞれが所管行政庁となります。

* 2 昼休み時間は、各窓口を確認して下さい。

耐震診断・改修に関する相談窓口

(令和2年4月現在)

地方公共団体	相談窓口設置場所	窓口の名称	受付時間	電話番号 (内線番号)	FAX番号	備 考
逗子市	まちづくり景観課		8:30～17:15	046-873-1111 (462)	046-873-4520	市庁舎2階
三浦市	財産管理課		8:30～17:15	046-882-1111 (251,254)	046-882-1160	市役所第2分館2階
伊勢原市	建築住宅課	建築住宅課	8:30～17:00	0463-94- 4790(直通)	0463-95-7614	本庁舎2階
海老名市	まちづくり部住宅まちづくり課	住宅政策係	8:30～17:15	046-235-9606 (直通)	046-233-9118	建築士による耐震相談会を庁舎で開催(3回/年)
座間市	建築住宅課	指導係	8:30～17:15	046-252-7396	046-255-3550	庁舎4階
南足柄市	都市計画課	建築営繕班	8:30～17:15	0465-73-8058	0465-70-1077	庁舎2階 木造住宅耐震相談会を庁舎会議室で開催(3回/年)
綾瀬市	都市部都市計画課	計画調整・開発指導担当	8:30～17:00	0467-70-5625	0467-70-5703	庁舎5階
葉山町	都市計画課	建築指導係	8:30～17:00	046-876-1111 (代)	046-876-1717	庁舎2階
寒川町	都市建設部都市計画課	都市計画・開発指導担当	8:30～17:15	0467-74-1111 (代)	0467-75-9906	庁舎3階 月1回木造住宅無料耐震相談を実施
大磯町	都市建設部都市計画課	開発指導係	8:30～17:15	0463-61-4100 (242)	0463-61-1991	本庁舎2階 住宅の耐震診断・改修の補助案内
二宮町	都市部都市整備課	都市整備課 (計画指導班)	8:30～17:15	0463-71-5956	0463-73-0134	庁舎2階 木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助案内
中井町	まち整備課	計画班	8:30～17:15	0465-81-3901	0465-81-4676	庁舎1階
大井町	都市整備課		8:30～17:15	0465-85-5014	0465-82-3295	庁舎1階 木造耐震診断・耐震改修の補助案内
松田町	まちづくり課	都市計画係	8:30～17:15	0465-84-1332	0465-83-5031	庁舎1階
山北町	都市整備課	管理計画班	8:30～17:15	0465-75-3647	0465-75-3661	庁舎2階
開成町	都市経済部街づくり推進課	都市計画班	8:30～17:15	0465-84-0321	0465-82-5234	庁舎2階
箱根町	環境整備部都市整備課	景観推進係	8:30～17:15	0460-85-9566	0460-85-7577	本庁舎2階
真鶴町	まちづくり課	都市計画係	8:30～17:15	0465-68-1131	0465-68-5119	耐震診断に対する補助制度があります(本庁舎2階)
湯河原町	まちづくり課	計画係	8:30～17:15	0465-63-2111	0465-64-1401	第3庁舎3階
愛川町	建設部都市施設課	都市計画班	8:30～17:15	046-285-2111 (3444)	046-286-5021	通常の業務の中で相談を受けている
清川村	まちづくり課	木造住宅 無料耐震相談	8:30～17:15	046-288-3862	046-288-1909	役場庁舎で年2回開催 村広報紙にて周知

* 1 上記の市町村は、県が所管行政庁となります。

* 2 昼休み時間は、各窓口に確認して下さい。

相談窓口設置場所	窓口の名称	受付時間	電話番号 (内線番号)	FAX番号	備 考
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会	事務局	9:30～12:00 13:00～16:00 平日(月～金)	045-228-0755	045-212-3807	(1)電話による一般相談 木造・支部に対応 木造以外・登録事務所名簿の紹介 ※詳細については、お問い合わせください。
公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 JIA神奈川県	JIA神奈川県建築相談室	10:00～16:00 (月・木 電話にて 予約受付)	045-663-2745	045-663-2746	建築相談室は第3木曜日に開催。完全予約制。 電話にて予約を受付。受付時間は月・木10:00～16:00。 ※コロナウイルス感染状況により変動しますので、JIA神奈川県ホームページにてご確認ください。 JIA神奈川県は耐震診断より主に改修の相談を行っています。 無料相談の時間は13:30～(1名)、14:30～(1名)です。

参考資料2

県内の耐震関係補助一覧

1 耐震診断補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

(令和3年4月現在)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)	
県					○		県が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6	上限 なし(限度額:告示)		住民負担:なし (国:補助金1/6)	建築安全課 045-210-6257(直通)
横浜市	○						10/10	定額			建築防災課 045-671-2943(直通)
	○		○				—	定額	○	住民負担:10,000円	
			○				2/3	限度額 ・面積が1,000㎡以下:3,670円×(延べ面積) ・面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下:367万円+1,570円× (延べ面積-1,000) ・面積が2,000㎡を超え:524万円+1,050円×(延べ面積- 2,000)	○	住民負担:残額	
				○			多数の者が利用する建築物 診断 2/3	上限 360万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○	住民負担:残額	
					○		地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 診断 2/3	上限 360万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○	住民負担:残額	
					○		横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 5/6	上限 なし (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○	住民負担:なし (国:補助金1/6)	
川崎市					○		要緊急安全確認大規模建築物 5/6	上限 なし (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○	住民負担:残額	防災まちづくり推進課 044-200-3017(直通)
	○		○				10/10	定額	○	診断士無料派遣	
				○			2/3	上限 230万円/棟 (限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)	○	住民負担:残額	
					○		川崎市が義務付けた路線の沿道建築物 (木造) 精密診断 11/12 (非木造) 診断 10/10	上限 (木造) 精密診断 6万円/棟 (非木造) なし (限度額:地域防災拠点建築物整備促進事業等)	○	住民負担:残額	
		○					予備調査 10/10	定額		建築士無料派遣	
相模原市	○						10/10	上限 12万円/戸		住民負担:残額	建築・住まい政策課 042-769-8252(直通)
		○					5/6	上限 5万円/戸		住民負担:残額	
横須賀市	○						73%	定額 10.05万円/戸		住民負担:37,000円	建築指導課 046-822-8319(直通)
					○ 戸建て 住宅		第1次緊急輸送道路沿いの戸建て住宅 85%	定額 11.75万円/戸		住民負担:20,000円	
		○					予備診断 2/3	上限 12万円/棟		住民負担:60,000円	
平塚市							耐震診断 1/2	上限 3万円/1住戸		住民負担:30,000円	建築指導課 0463-21-9731(直通)
	○						10/10 (兼用住宅の場合:税抜き全額補助)	定額		※兼用住宅の場合 住民負担:消費税相当額	
鎌倉市							予備診断 9/10 耐震診断 1/2	上限 予備診断 18万円/棟 耐震診断 4万円/戸(区分所有者が居住するもの に限る)		住民負担:残額	建築指導課 0467-61-3586(直通)
	○						6.7/8.9	定額 6.7万円/戸		住民負担:22,000円	
		○					1/2	上限 150万円/棟 面積が1,000㎡未満の場合は上限1,500円/㎡		住民負担:残額	
藤沢市					○		鎌倉市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 (H28.4から)	面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡	○	住民負担:残額	建築指導課 0466-50-3539
	○						一般診断、精密診断 1/2	上限 6万円/戸		住民負担:残額	
		○	○				予備診断 1/2	上限 15万円/棟		住民負担:残額	
		○	○				本診断 1/2	上限 150万円/棟 面積が1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡ で計算される額の1/2		住民負担:残額	

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)	
小田原市	○						高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 2/3	○	○	住民負担: 残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
			○				木造の長屋・共同住宅 一般診断 2/3	○	○	住民負担: 残額	
		○					1/2			住民負担: 残額	
					○		実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3			住民負担: 残額	
				○		○	1/2			住民負担: 残額	
茅ヶ崎市	○						高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 73.7%			住民負担: 消費税 住民負担: 26,000円+消費税	建築指導課 0467-82-1111(代表)
		○					1/2			住民負担: 残額	
					○		2/3			住民負担: 1/3	
逗子市	○						簡易診断 3/4 一般診断 4/7			住民負担: 残額	まちづくり景観課 046-873-1111(代表)
					○		2/3	○		住民負担: 残額	
三浦市	○						簡易診断 2/3 一般診断 1/2			住民負担: 残額	財産管理課 046-882-1111(代表)
秦野市	○						10/10			住民負担: 残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)
		○					1/2			住民負担: 残額	
					○		2/3			所有者負担: 残額	
厚木市	○						一般診断 10/10		○	住民負担: なし	建築指導課 046-225-2434(直通)
		○					予備診断 1/2 (H26.7~)			住民負担: 残額	
大和市	○						10/10			住民負担: 残額	建築指導課 046-260-5425(直通)
			○				在来木造工法・2階建 10/10			住民負担: 残額	
		○					予備診断 10/10			住民負担: 残額	
		○			○ マン ション のみ		一般 本診断 1/2 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物 本診断 2/3			住民負担: 残額	
					○		大和市が義務付けた路線の沿道建築物 診断 10/10 (R3.4~)			住民負担: 原則なし	
伊勢原市	○				○		10/10			住民負担: 残額	建築住宅課 0463-94-4790(直通)
海老名市	○						一般診断 1/2			住民負担: 残額	住宅まちづくり課 046-235-9606(直通)
		○					予備診断 2/3 本診断 1/2			住民負担: 残額	住宅まちづくり課 046-235-9606(直通)
					○		2/3			住民負担: 残額	住宅まちづくり課 046-235-9606(直通)
座間市	○						1/2			住民負担: 残額	建築住宅課 046-252-7396(直通)
					○		2/3			住民負担: 残額	
		○					1/2			住民負担: 残額	
南足柄市	○						一般診断 1/2			住民負担: 残額	都市計画課建築業精班 0465-73-8058
					○ 木造住宅 のみ		一般診断 2/3			住民負担: 残額	
綾瀬市	○						2/3			住民負担: 残額	都市計画課 0467-70-5625(直通)
					○		綾瀬市が義務付けた路線の沿道建築物 2/3			住民負担: 残額	
葉山町	○						簡易診断 10/10 一般診断 1/2			住民負担: なし 住民負担: 残額	都市計画課 046-876-1111(代表)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
寒川町	○						1/2	上限 5万円/戸	住民負担: 残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
					○		2/3	上限 20万円/棟	住民負担: 残額	
大磯町	○						一般 150㎡以下は、70/90、200㎡以下は70/100	上限 7万円/戸	住民負担: 残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
					○		緊急輸送道路沿道の住宅 150㎡以下は80/90、200㎡以下は80/100	上限 8万円/戸	住民負担: 残額	
	○						非課税世帯 150㎡以下は85/90、200㎡以下は85/100	上限 8.5万円/戸	住民負担: 残額	
二宮町	○						3/4	定額 7.5万円/戸	住民負担: 15,000円	都市整備課 0463-71-5956(直通)
中井町	○						2/3	上限 4万円/戸	住民負担: 残額	まち整備課 0465-81-3901(直通)
大井町	○						1/2	上限 4万円/戸	住民負担: 残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)
松田町	○						2/3	上限 7万円/戸	住民負担: 残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)
山北町	○						3/4	上限 6万円/戸	住民負担: 残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)
開成町	○						2/3	上限 5万円/戸	住民負担: 残額	街づくり推進課 0465-84-0321(直通)
箱根町	○						10/10	上限 8万円/戸	住民負担: 残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)
					○		箱根町が義務付けた路線の沿道建築物 2/3	上限 240万円/棟	住民負担: 残額	
真鶴町	○						2/3	定額 2万円/戸	住民負担: 残額	まちづくり課 0465-68-1131(代表)
湯河原町	○						簡易診断 2/3 一般診断 1/2	簡易診断 上限 2万円/戸 一般診断 上限 5万円/戸	住民負担: 残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
愛川町	○						1/2	上限 4万円/戸	住民負担: 残額	都市施設課 046-285-2111(代表)
清川村	○						一般診断 3/4	一般診断 上限 7.5万円/戸	住民負担: 残額	まちづくり課 046-288-3862(直通)

※) マンション: 3階以上かつ1000㎡以上、その他共同住宅: 小規模アパート等

※) 特定建築物: 多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等

※) 沿道建築物: 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等

※) 大規模建築物: 多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)

2 耐震改修補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

(令和3年4月現在)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
県							県が義務付けた路線の沿道建築物 工事(設計、工事監理含む) 1/3	限度額 51,200円/㎡ (設計、工事監理費含む)	住民負担:残額 (国補助金1/30)	建築安全課 045-210-6257(直通)
横浜市	○						—	上限 工事 一般世帯 100万円/棟 非課税世帯 140万円/棟 除却 一般世帯 20万円/棟 非課税世帯 40万円/棟	住民負担:残額 除却のみ賃貸物件も対象	建築防災課 045-671-2943(直通)
		○					設計 2/3 工事監理 2/3 工事 一般 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 2/3	上限 設計 (540万円+1,000円/㎡×延べ面積)×2/3 工事監理 なし 工事 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円	○ 住民負担:残額 (要安全確認計画記載建築物の場合は別途国補助金加算:設計1/6、工事監理1/6、工事1/15) (要緊急安全確認大規模建築物に該当する場合は別途国補助金加算:設計1/6、工事監理1/6、工事21.8%) 段階的・部分的な設計・工事に対する補助あり	建築防災課 045-671-2928(直通)
				○	○		設計 2/3 工事監理 2/3 多数の者が利用する建築物 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 2/3	上限 設計 360万円/棟 (※木造建築物の場合 20万円) 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円 (※木造建築物の場合 180万円)	○ 住民負担:残額 段階的・部分的な設計・工事に対する補助あり	
					○		横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 2/3 工事監理 2/3 工事 2/3 除却 2/3	上限 設計 360万円/棟 (※木造建築物の場合 20万円) 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円 (※木造建築物の場合 180万円) 除却 2,500㎡未満:1,000万円 2,500㎡以上:2,000万円	○ 住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事監理 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:1/15) 除却 残額(国補助金:1/15) 段階的・部分的な設計・工事に対する補助あり	建築防災課 045-671-2928(直通)
						○	要緊急安全確認大規模建築物 設計 2/3 工事監理 2/3 工事 1/3	上限 設計 360万円/棟 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円	○ 住民負担: 設計 残額(国補助金:1/6) 工事監理 残額(国補助金:1/6) 工事 残額(国補助金:21.8%) 段階的・部分的な設計・工事に対する補助あり	
川崎市	○		○				(一般世帯) 精密診断・補強計画 4/5(部分改修工事の場合2/3) 工事監理・補強工事 4/5(部分改修工事の場合2/3) (市民税非課税世帯) 精密診断・補強計画 4/5(部分改修工事の場合3/4) 工事監理・補強工事 4/5(部分改修工事の場合3/4)	(一般世帯) 上限 精密診断・補強計画 15万円/棟 工事監理・補強工事 85万円/棟 ※部分改修工事の場合 80万円/棟 (市民税非課税世帯) 上限 精密診断・補強計画 15万円/棟 工事監理・補強工事 135万円/棟 ※部分改修工事の場合 95万円/棟	○ 住民負担:残額 ※部分改修とは住宅の1階部分のみの上部構造評点を1.0以上又は住宅の全体の上部構造評点を0.7以上にする工事をいいます。	
				○	○	(特定建築物・小規模福祉施設等・大規模特定建築物) 設計 2/3 工事 23%	(特定建築物・小規模福祉施設等) 上限 設計 140万円/棟 工事 1,000万円/棟 (大規模特定建築物) 上限 設計 140万円/棟 工事 4,000万円/棟	○ 住民負担:残額 (大規模特定建築物) 住民負担:残額	防災まちづくり推進課 044-200-3017(直通)	
					○	川崎市が義務付けた路線の沿道建築物 (木造) 設計 11/12 工事 49/60 除却 49/60 (非木造) 設計 5/6 工事 11/15 除却 11/15	(木造) 上限 設計 12万円/棟 工事 147万円/棟 除却 108万円/棟 (非木造) 上限 設計 175万円/棟 工事 440万円/棟 除却 220万円/棟	○ 住民負担:残額		
		○					設計 2/3 工事 15.2%	上限 設計 5万円/戸 工事 30万円/戸	住民負担:残額	
相模原市	○						設計 2/3 工事・立会 1/2	上限 設計 12万円/戸 上限 工事 80万円/戸 高齢者世帯等の割増 上限 25万円/戸 上限 立会費 6万円/戸	住民負担:残額	
		○					設計 2/3 工事・立会 1/3	上限 設計 5万円/戸 上限 工事・立会 60万円/戸 工事費について面積上限あり	住民負担:残額	建築・住まい政策課 042-769-8252(直通)
					○	相模原市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 5/6 工事 11/15	上限 設計 2/3で350万円/棟と費用の1/6 上限 工事 2/3で2000万円/棟と費用の1/15 工事は用途別の面積上限あり	○ 住民負担: 設計 残額 工事 残額		
横浜質市	○				○ 戸建て住宅		設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	定額 設計費 6万円/戸 上限 工事費 100万円/戸 定額 監理費 3.2万円/戸	住民負担: 設計費 5.7万円/戸 工事費 残額 監理費 2.9万円/戸	建築指導課 046-822-8319(直通)
						第1次緊急輸送道路沿いの戸建て住宅 設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3	定額 設計費 7.7万円/戸 上限 工事費 150万円/戸 定額 監理費 4.1万円/戸	住民負担: 設計費 4万円/戸 工事費 残額 監理費 2万円/戸		
平塚市	○					(前2年間非課税世帯) 設計費 1/2 工事費 4/5 監理費 4/5 (その他の世帯) 設計費 1/2 工事費 4/5 監理費 4/5	(前2年間非課税世帯) 上限 設計費 7万円/戸又は、 上限 工事費 90万円+30万円/戸 上限 監理費 6万円/戸 (その他の世帯) 上限 設計費 7万円/戸 上限 工事費 90万円/戸 上限 監理費 4万円/戸	住民負担:残額	建築指導課 0463-211-9731(直通)	
					○	平塚市が義務付けた路線の沿道建築物 設計7/20 工事7/20	限度額 50,300円/㎡ (設計、工事監理費含む)	住民負担:残額		
鎌倉市	○					1/2	上限 100万円/戸(一般世帯) 上限 120万円/戸(低所得者世帯等)	住民負担:残額	建築指導課 0467-61-3586(直通)	
藤沢市	○					1/2	上限 90万円/戸	耐震診断時の自己負担も併せて還元 【還元金額上限:6万円/戸(市の診断補助事業を利用したものに限る)】		
		○	○			(津波浸水想定区域内の津波避難ビルの場合) 設計費 1/2 工事費 23.0% 設計費 2/3 工事費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 30万円/戸又は、 5,000㎡未満:1,000万円 10,000㎡未満:1,500万円 10,000㎡以上:2,000万円 (津波浸水想定区域内の津波避難ビルの場合) 上限 設計費 10万円/戸 上限 工事費 80万円/戸又は、 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円	住民負担:残額	建築指導課 0466-50-3539	
					○	設計費 5/6 工事費 11/15 除却費 11/15	上限 設計費 175万円(木造住宅の場合は12万5千円) 上限 工事費 2,200万円(木造住宅の場合は148万5千円) 上限 除却費 1,100万円	住民負担:残額		

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)	
小田原市	○						設計費・監理費 2/3 工事費 1/2 除却費 1/2	上限 設計費・監理費 15万円/戸 上限 工事費 85万円/戸 上限 除却費 45万円/戸	住民負担:残額		
		○					設計費 1/2 工事費 11.5%	上限 設計費 4万円/戸かつ120万円/棟 上限 工事費 55万円/戸かつ1,000万円/棟	住民負担:残額		
					○		設計費 実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3 工事費 実際に係る費用の11.5%	上限 設計費 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援 補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送 道路沿道建築物については、上限240万円/棟) 面積が1,000㎡以内の部分は3,800円/㎡、 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡ で計算される額 上限 工事費 500万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援 補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送 道路沿道建築物については、上限1,000万円/棟)	住民負担:残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)	
				○	○		設計費 1/2 工事費 11.5%	上限 設計費 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化 支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急 安全確認大規模建築物は、上限240万円/棟) 上限 工事費 500万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化 支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急 安全確認大規模建築物は、上限1,000万円/棟)	住民負担:残額		
茅ヶ崎市	○						1/2	上限 50万円/戸	高齢者等は割増20万あり	建築指導課 0467-82-1111(代表)	
逗子市	○							1/2	上限 50万円/戸	住民負担:残額	まちづくり景観課 046-873-1111(代表)
三浦市	○							1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 30万円/戸 上限 監理費 2.5万円/戸	住民負担:残額	財産管理課 046-882-1111(代表)
秦野市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 75万円/戸 上限 監理費 3万円/戸	住民負担:残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)	
		○					設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 上限 監理費 3万円/戸	住民負担:残額		
厚木市	○						設計費 2/3 監理費 2/3 工事費 2/3	上限 設計費 9万円/戸 上限 監理費 6万円/戸 上限 工事費 100万円/戸	○	住民負担:残額	建築指導課 046-225-2434(直通)
					○		厚木市が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 2/3 工事費(工事監理費を含む) 2/3	上限 設計費 400万円/棟 (5,000㎡以上の場合は、800万円/棟) 上限 工事費・工事監理費 3,600万円/棟 (5,000㎡以上の場合は、7,200万円/棟)	○ (所有者の 申請による)	住民負担:残額	
大和市	○						設計・監理費 1/2 + 工事費 1/5	上限 50万円/戸	○(所有者 が申請す れば賃貸 物件の場 合でも補 助対象と なる)	住民負担:残額	
			○				設計・監理費 1/2 + 工事費 1/5	上限 50万円/戸		住民負担:残額	建築指導課 046-260-5425(直通)
					○		大和市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 5/6	上限 設計 延床面積による上限あり		設計 住民負担:残額(国補助金:1/6)	
伊勢原市	○				○	緊急輸送道路等に接するもの 2/3 その他 1/2	緊急輸送道路等に接するもの 上限 100万円/戸 その他 上限 50万円/戸		住民負担:残額 除却工事に対する補助制度あり	建築住宅課 0463-94-4790(直通)	
海老名市	○					設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 90万円/戸 上限 監理費 3万円/戸		住民負担:残額	住宅まちづくり課 046-235-9806(直通)	
座間市	○					設計費 1/2 工事費 1/2 立会費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 収入額により割増20万/戸 市内施工者割増20万/戸 上限 立会費 3万円/戸		住民負担:残額	建築住宅課 046-252-7396(直通)	
南足柄市	○							1/2	上限 40万円/戸	住民負担:残額	都市計画課建築審議班 0465-73-8058
					○ 本道住宅 のみ			2/3	上限 53.2万円/戸 (神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱にて 補助対象と定める建築物(本道住宅のみ))	住民負担:残額	
綾瀬市	○					設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3	上限 設計費 8万円/戸 上限 工事費 100万円/戸 上限 監理費 6万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0467-70-5825(直通)	
葉山町	○						1/2	上限 設計費 6万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 上限 監理費 1.5万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 046-876-1111(代表)	
寒川町	○							1/2	上限 50万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
大磯町	○							1/2	上限 設計 10万円/戸 上限 工事 50万円/戸 上限 監理 5万円/戸	住民負担:残額	
								1/2	上限 設計 10万円/戸 上限 工事 50万円/戸 上限 監理 5万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
								1/4	上限 設計 5万円/戸 上限 工事 25万円/戸 上限 監理 2.5万円/戸	住民負担:残額	
二宮町	○							1/2	上限 50万円/戸	住民負担:残額	都市整備課 0463-71-5956(直通)
中井町	○							1/2	上限 50万円/戸	住民負担:残額 但し、下記の上乗せ補助制度あり ①町内業者施工の場合、補助上限を 最大70万円に拡充 ②耐震改修工事と同時に住宅リフォーム 工事を行った場合、リフォームに要 した経費の1/2(上限30万円)を補助	まち整備課 0465-61-3901(直通)
大井町	○							1/2	上限 50万円/戸	住民負担:残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)
松田町	○							1/2	上限 50万円/戸	住民負担:残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)
山北町	○							1/2	上限 60万円/戸	住民負担:残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
開成町	○						1/2 上限 60万円/戸		住民負担・残額	街づくり推進課 0465-84-0321(直通)
箱根町	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担・残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)
					○	要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) 工事(設計含む) 28.5%	限度額 21,000円/㎡		住民負担・残額 (国補助金21.8%)	
湯河原町					○	箱根町が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 2/3 改修費 1/2	設計費上限 240万円/戸(棟) 改修費上限 1,000万円/戸(棟)		住民負担・残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
	○					補強設計費 1/2 改修工事費 1/2 現場監理費 1/2	上限 10万円/戸 上限 30万円/戸 上限 5万円/戸		住民負担・残額	
					○	要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) 工事(設計含む) 28.5%	限度額 27,000円/㎡		住民負担・残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
愛川町	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担・残額	都市施設課 046-285-2111(代表)
清川村	○						1/2 上限 50万円/戸		住民負担・残額	まちづくり課 046-288-1211(代表)

※) マンション:3階以上かつ1000㎡以上、その他共同住宅:小規模アパート等

※) 特定建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等

※) 沿道建築物:地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等

※) 大規模建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)